

平成28年度 第4回臨時総会 議事録

開催日時	平成29年1月23日（月） 午後2時30分～午後3時40分					
開催場所	高知市たかじょう庁舎 6階会議室					
出席委員	楠瀬 裕久 加藤 孝幸 平田 文彦 福永 琢巳 門田 博文 宇賀 巖 川澤 一博	長野 巡 田内 正博 大野 哲 宮田 義久 中山 忠明 今村 幸一 上田 博	西野 幸一 高木 妙 久保田彦昭 和田 善次 松田 環 矢野 強 久保壽美男	西本 統洋 成岡 三男 山崎 茂盛 川村 隆一 前田貴美雄 島田 研一 吉川 祐二	高橋 政継 鍋島 義信 澤本 和男 田鍋 剛 氏原 嗣志 雨森 廣志 以 上 34 名	
欠席委員	森本 常喜	横山 桂一	竹内 義昭	以 上 3 名		
事務局	吉良事務局長 嶋崎主査	岩崎次長 廣末主事	榮枝管理主幹	堀内係長	長澤主任	以 上 7 名
議 題	議案第1号 農地利用最適化推進委員の募集について（案） 議案第2号 高知市農業委員会における部会の廃止について（案）					

開 会	会長 門田博文が議長となり、開会を宣す。(午後 2 時 30 分～)
議事録署名委員	議長が、長野巡委員、吉川祐二委員を指名する。
議 事 議 長	それでは、お手元に配布いたしました臨時総会次第により、議事を進めてまいります。 それでは議事に移ります。 議案第 1 号「農地利用最適化推進委員の募集について(案)」を事務局より説明願います。
堀内係長	「議案第 1 号 農地利用最適化推進委員の募集について(案)」を事務局よりご説明いたします。まず、(1) 農地利用最適化推進委員の地区割について、ご説明いたします。昨年 12 月の高知市議会において、条例議案が可決され、推進委員の定数は 32 人、報酬は月額 40,000 円と決定しました。今後、推進委員を委嘱するにあたり、農業委員会法第 17 条第 2 項において、「各推進委員が担当する区域を定めなければならない」と規定されているため、人・農地プランを基本に地区割をして市内 26 地区とし、その担当人数を表にして(1)に記載してあります。なお、春野地域につきましては、各地区の農地面積等を考慮し、農業委員さんのご意見をお聞きした上で、当初定数を決定する際の基礎とした地区割案から、若干の見直しを行っています。 次に、(2) 募集期間(案)についてご説明いたします。農業委員会法施行規則第 4 条の規定により、推進委員と農業委員は同時に募集を行うことができ、また同一の者が両方の候補者として推薦・応募をすることができるとされており、高知市と農業委員会では両委員の同時募集を予定しております。 募集を行うにあたって、期間はおおむね 1 か月(28 日間以上)とされていること(農委法規則第 7 条第 2 項)、候補者の評価等に一定の時間を要すると考えられること、また、農業委員については平成 29 年 6 月の高知市議会に選任議案を提出し、同意を得る必要があることから逆算して、農業委員と推進委員の同時募集の期間を平成 29 年 2 月 27 日(月)から 3 月 27 日(月)までとさせていただきます。

堀内係長	議案書 2 枚目以降に、農業委員・推進委員の募集のイメージと推進委員の募集要項の未定稿を添付してあります。今後、詳細を決定していく必要がありますが、高知市の「広報あかるいまち」3月号と、同じく3月に発行予定の「情報みどりのまち」に募集のお知らせを掲載するために、本日は地区割と募集期間についてご審議をお願いいたします。 また、議案書 1 枚目の下の方に※印で記載してありますとおり、同時募集を行うにあたっての事務手続きにつきましては、農業委員選任の所管部署であります高知市農林水産部と、当事務局が調整しながら進めていきたいと考えておりますので、その点につきましても、ご承認をいただけますようお願いいたします。なお、調整結果につきましては、臨時総会等で随時皆様に報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。
議 長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
西野委員	資格要件の所ですが、「認定農業者であること」というのは文言として入れませんか。
議 長	2 枚目の資格要件の所ですね。
岩崎次長	先程の質問の農地利用最適化推進委員を募集するときの資格要件に、「認定農業者であること」を入れるかどうかということですが、農業委員会法では過半以上が認定農業者でないといけないと規定されておりますので、農業委員は要件に入れることとなりますが、農地利用最適化推進委員は、そこまで求めているものではありません。 なお、その設定基準を検討していく中で、こういった基準を設けたらいいのかを検討委員会からご意見をいただきながら、今後調整していきたいと考えております。
議 長	西野委員が言われた、募集のイメージの所で、農業委員と農地利用最適化推

議長	進委員があり、その下の資格要件が一緒になっているから誤解を招くということです。先程、次長の方から話がありましたが、詳細については募集の時にしていこうということです。 他にございませんか。
委員	— 意見なし —
議長	ないようですので、本件は議案どおり承認してよろしいでしょうか。
委員	— 異議なし —
議長	ご異議なしとのことですので、本件は議案どおり承認することといたします。 続きまして、議案第2号「高知市農業委員会における部会の廃止について(案)」を事務局より説明願います。
岩崎次長	それでは、「議案第2号高知市農業委員会における部会の廃止について(案)」についてご説明させていただきます。 今回提出しております議案は、高知市農業委員会における部会を廃止するもので、内容は高知市農業委員会における部会の委員の定数条例の廃止を平成29年7月20日に行うこととしております。 次のページをご覧くださいませでしょうか。 お手元の資料の下段になりますが、現在の部会は平成16年の法改正によりまして、農地部会と任意部会として農政部会を設け、機能的な分担のもとで部会を運営しているところですが、これが今回の法改正では、農業委員会の所掌事務が農地の利用の最適化の推進に関する事項に重点化されてことによりまして、農地部会とそれ以外の部会といった機能別の部会を法律上位置づける意義が失われたとして、この機能別の部会を廃止し、農業委員会の区域の一部について部会を置いて、その区域に係る事務を処理することができると改めて

岩崎次長	おります。 この今回の法改正で規定されました、この「区域」といいますのは、高知市という区域の中でさらに区分した区域を指すものでありまして、その区域に係る事務処理をその部会が担うというものです。 一方、ご覧いただいております資料の上段になりますが、今の農地部会、農政部会は事前審査会の実施も含めまして、農業委員会の各会議や活動が有機的に連携した形で機能的に運営されておりますことから、農地利用最適化推進委員検討委員会でもこの機能の存続について話し合いましたが、改正後の農業委員の定数が38人から19人に半減され、さらに機能別の部会を設けるとなると、さらに細分化されることとなりますので、そこで審議や決定をするに至っては一定のリスクを伴うとして、検討委員会でも今の部会は廃止せざるを得ないとして、今後、農業委員会新体制後の会議について再編、整理していくことを確認しております。 いずれにしても、今回の法改正に伴う部会につきましては、高知市農業委員会としても想定していない事項ですので、今の条例に基づくところの部会につきましては廃止するというところで提出させていただきました。
議 長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
宮田委員	部会がなくなるということは事前審査会もなくなるということですか。
議 長	なくなるということではないです。今は部会が2つあり、事前審査会は4か所でやっておりますが、そのこととは連動していないと思います。部会は1つでいいだろうと、人数が38人から19人になるわけですので、19人を半分にすると9人ずつぐらいになるので、全体の19人で部会をしていかないといけないと運営委員会が出されたので、連動はしていなくて部会は1つでいこうということです。
宮田委員	部会を1つにするということは分かりました。事務の流れとしては今まで申

宮田委員	請があつて農業委員会に書類がきて、各地区で農業委員と農地利用最適化推進委員が集まって行う事前審査会がありますか。
岩崎次長	そのことについて事務局より説明させていただきます。 今回の部会は、先程説明したように法的根拠がないこととなりましたが、農地部会という事前審査会と繋がって、それなりの役割を果たしております。検討委員会でも協議しまして、「事前審査会はこのまま残していこう」という方向で今後、会議の再編をしていくことを確認しています。事前審査会につきましては、従来のような形で最終的に部会に替わるような会議をもって決定していきます。今、部会が2つあることによって、議長もしくは会長の責務がある程度軽減されています。全て会長が議長となると、負担的にどうなのかという問題もありますので、それも含めて会議を再編するにあたって、先程言ったことを整理して機能的に形作っていくことを検討委員会で検討していくことにしています。
加藤委員	農業委員だけの事前審査会は今までの人数の半分で事前審査会をすることになりますが、農地利用最適化推進委員も会に出席することはありますか。
吉良事務局長	まだ決定したことではないですが、事前審査会はそのまま残していきます。農業委員と農地利用最適化推進委員の2つの委員ができますが、例えば、農地法の審議をして決定ができるのは農業委員だけです。部会があったら農業委員全員が集まって農地法3条、4条、5条の審議をします。但し、農業委員の選出については地区的なことを考慮して選んだらいけないとなっていますので、農業委員は、どこの地区が農業委員になるか分かりませんが、現地の状況を審議しないとイケないということで、事前審査会というのが高知県の農業会議に言わせても「なかなか良い制度ですね」という話になるでしょうけど、事前審査会の際は農地利用最適化推進委員にメインで出てきていただいて、現地を見て「このような状況だ」と事前審査会で話をしてもらい、19人の農業委員が4地区に分かれて担当地区の事前審査会に出席していただいて、そこで話し合わ

吉良事務局長	れた結果をもって、19人集まる農地法の審議をする会に出てきて第1事前審査会では農地利用最適化推進委員を踏まえて話し合った結果、許可相当と認めますと、同じような報告をして農業委員の会で決定をしてもらうという形になると思います。部会を廃止するのは、農業委員だけになりますが、事前審査会については、農業委員と農地利用最適化推進委員の両方で会をやり、その結果は農業委員が会で報告をするということです。農業委員が、この件については事情がよく分からないので、詳しく説明できるか分からないということであれば、そのことについて詳しい農地利用最適化推進委員に出席してもらって報告してもらうこともできます。決定権はないですが、会に出席してもらって報告してもらうことはできますので、そのような形の会の運営になると思います。
宮田委員	農地利用最適化推進委員を召集することはできると言いましたが、常時召集するわけではなくて、案件が掛かっている所だけ召集をするということですか。
吉良事務局長	農地利用最適化推進委員は、まだ任命されていませんので、農地利用最適化推進委員の仕事をどうするのか細かい所は検討委員会の中で詰めていくことになると思いますが、最低でも案件のある所の農地利用最適化推進委員は現地を見て参加することが必要です。それが農地利用最適化推進委員の仕事だからといって自分の案件がなくても事前審査会に出席するかどうかは検討委員会で、「会に出席する必要はない」ということになれば、関係のある人だけを召集することになりますし、そこはまだ検討中です。
議 長	細かいことは検討委員会で十分に協議して皆さんに報告させていただきたいと思います。
西野委員	この期間中に人数が足りなかった時はどうなりますか。
岩崎次長	募集期間中に定数に達しないということが起きた場合は、募集期間の延長を

岩崎次長	しないといけないことになっています。そのことについて、先行する他の農業委員会に聞いたところ、「定数が足りないことのないように声掛けしている」ということです。今回の募集につきましては、自ら手を挙げて応募することや、農業団体等からの推薦をいただいて応募することも可能です。募集する前には、各農業団体等に募集要項等を説明して協力を呼びかける予定ですし、農業委員も各地域に配慮していただくことも求められてくると思います。
議長	先程も言いましたが、細かいことについては検討委員会で協議して皆さんにお知らせをしていこうと思います。現在の農業委員につきましては、各地域でお世話役をしていただいて、人材確保を願うことにもなってくると思います。農業委員と農地利用最適化推進委員の両方の組織ができますので、よろしくお願いいたします。 他にございませんか。
委員	— 意見なし —
議長	ないようですので、本件は議案どおり承認してよろしいでしょうか。
委員	— 異議なし —
議長	ご異議なしとのことですので、本件は議案どおり承認することといたします。 それでは、報告事項に移ります。 高知市担い手育成総合支援協議会幹事会において協議され、認定された「農業経営改善計画の認定について」高橋農政部会長より報告いたします。
高橋農政部会長	— 農業経営改善計画の認定について 報告 —
議長	報告が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。

委 員	— 意見なし —
議 長	ないようですので、次に移ります。 「第 47 回移動農業委員会について」報告いたします。 皆さんのお手元にあると思いますが、高知市の農業行政や諸施策への理解を深めるために主に目的として、農業委員の各地区の現状を見て内容や日程等を決定する会を開催します。農業者と意見交換を行いながら、地域の課題や行政に対する要望等の相談を行うことが大きな目的でございます。開催期間は 2 月から我々の任期の 7 月までお願いしたいと思います。現農業委員の任期ですので、それまでに済ますということで、皆さんにお願いをしたいと思います。既に 2 月から始まる地区もありますが、そのようにできればと思います。3 月は議会の関係で、それで各地域が済めばいいですが、7 月までにいくように事務局の方で日程調整をお願いしたいと思います。裏面を見てみますと、第 46 回移動農業委員会の開催状況等々が書いてありますが、このような会議を毎年開いておりますので、農業委員や J A とともに相談して開催をお願いしたいと思います。 この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
西野委員	移動農業委員会は来年以降もありますか。
議 長	私としては移動農業委員会は、引き続いてやると思います。
西野委員	地区に農業委員がいない場合はどうしますか。
議 長	農業委員がいない地区も出てくるとと思いますが、J A と協議しながら農地利用最適化推進委員と一緒にやって会を開催できるようにと思います。
川村委員	農業委員がいない地区が出てくるのであれば、いくつか一緒にやったらどうでしょうか。

議 長	それは、各地域ごとで相談をしていただいて、今は秦と初月が一緒になって いますので、一緒にやることも可能ではないでしょうか。 他にございませんか。
楠瀬委員	人・農地プランを見ていましたが、当地区は3月3日が開催予定日ですが、 この日に移動農業委員会を同時にすることはできませんか。
議 長	人・農地プランと移動農業委員会ですが、その日は土佐山の移動農業委員会 になっていますので、調整しながらやっていこうと思います。 他にございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	ないようですので、次に移ります。 平成 29 年 1 月 16 日から 18 日にかけて行われました運営委員視察研修につ いて、参加委員より、順に報告いたします。 お手元に資料があると思いますが、私と大野職務代理、中山農地部会長、高 橋農政部会長の4名で研修に行ってきました。研修先は東北農政局で1月16 日の午後3時から研修を受けました。東日本大震災の津波などの被害状況、農 業の復興、復旧に向けた取組ということで、現地を見に行きました。これは、 南海地震を想定して、高知市も沿岸部に農地が多いので、仙台市の状況を見て おくべきだと思い、仙台市の農業委員会をお伺いさせていただきました。現地 の農業委員会会長が農業法人の代表者であります、「仙台イーストカントリー」 を現地視察してまいりました。16日に出発して17日の朝10時から昼頃まで研 修を受けました。岩手県、茨城県、福島県の中で、一番大きな農地が仙台市で したので、7割程度農地の被害を受けております。私が報告をした後、大野職 務代理、中山農地部会長、高橋農政部会長に報告をしていただきますが、詳細 について報告していただきたいと思います。午後は山本有二農林水産大臣と面 談をしました。写真を載せておりますので、見ながら説明させていただきます。

議長	18日は全国農業会議所に出向いてきました。全国農業会議所との話は資料の4ページにありますが、ここでは、全国農業会議所の柚木局長や担当者とも話をさせていただいて、先だって研修会の内容等々について話をいただきました。そういうわけで、4か所訪問をして研修をさせていただきました。 続いて、大野職務代理より報告願います。
大野職務代理	それでは、私の方から研修報告をさせていただきます。 最初に東北農政局で話をさせていただいたのは、平成28年度現在、復旧率が宮城県で88パーセントという状況です。その中の転用面積ですが、14,000ヘクタールから15,000ヘクタールの中から630ヘクタール転用するという説明をいただいております。その転用の中で、農地法の特例があり、農業振興地域の除外の手続きが要らなくて、そのままできるという特例で、道路や住宅の転用が随分進んだということですが、一番困ったのは、「農業をすることが難しいので太陽光発電に転用したい」というのが一番悩ましかったと話をいただいております。高知市でも意見の提出がありますが、いわゆる農地の地籍調査を早くやるべきではないかと問いかけたら、「地籍調査はやっていない」とのことです。なぜ、やっていないのかというと、仙台市は土地改良事業が随分進んでいるということで、土地改良事業そのもので確定している地図があり、それを変えて復旧作業を行ったという話をいただいております。復旧作業は当時の土地改良事業どおりの30アール規模で復旧作業をしたようですが、現在は27年度から90アールの規模の区画を復旧し、27年度は100ヘクタール、28年度は400ヘクタールに拡大するという話をいただきました。 次に、「仙台イーストカントリー」で、現地視察をさせていただきましたが、「仙台イーストカントリー」の会長は先程、門田会長からも報告がありましたが、非常に熱心な法人の代表であり、現在の経営面積は72ヘクタールで理事が8名いるのですが、その法人が一番最初に取り組んだのは早く自分の努力で復旧しないといけないということで補助金を使って復旧に取り組んだようですが、当時の国の補助金制度が整っていない状態でしたので、「自己資金が必要だ」ということで、自己資金を先に出さないことには国の予算も下りてこな

大野職務代理	いということで、どうやってゼロからの状態で自己資金を構えるかという話をいただきましたが、自己資金については仙台市の方で全額貸してくれるという話をいただいております。早期に意欲的に取り組むためにはそのような措置も必要ではないかと思います。その後、国の制度は整いまして、農地の復旧や農機具のことも問題ないように全額補助というようになってきて、農機具のリース事業につきましても実質自己負担ゼロという話をいただきました。 最後に稲作の話でございますので、皆さんもご存知かもしれませんが、政府の転作に対する関与が終わります。来年から自分たちで調整をして計画をすることになりますが、そのことについて、お伺いしたところ宮城県の方では県全体で調整をしているということですが、現在 10 アール当たり 7,500 円の補助金が支払われますが、この補助金が来年にはなくなるということです。その 7,500 円の補助金につきましては、補助金そのものがなくなるわけではなく、どこかに振り替えるという話をいただいております。その 7,500 円をどうやって生産調整のために使っていくのかを県全体で考えるという話でございます。高知県もそのような調整をしながらコメの値段を確保していかなければならないと思います。 最後に、山本有二大臣に「高知県は土地改良事業が非常に少ない」という話をしますと、その内容については把握をしており、「高知県は最低の土地改良事業である」と話をいただきまして、特にハウスもあり、その場合は復旧のこともありますので、そのことも含めて南海大地震に向けて考えていただきたいということでした。以上です。
議長	次に、中山農地部会長より報告をお願いいたします。
中山農地部会長	ほとんど大野職務代理が話をしてくれましたので、話すことがございませんが、面積については全部言ってくれましたが、コミュニティの再生のことで、被災した方が住宅に入るのにコミュニティで入ると、バラバラに入るのとあり、その中でバラバラではコミュニティが取りにくいので、非常にコミュニティは大切であるということを痛感しました。以上です。

議 長	次に、高橋農政部会長より報告をお願いいたします。
高橋農政部会長	タクシーの運転手がガイド役になって地区を回って説明をしていただいた中で、写真にもありますように、「海岸縁は昔は海水浴場だった」と言っていました。種崎海岸のような松林があったようです。現在は、2、3本残っていました。北の方にバイパスが通っておりまして、5メートル程の堤ができて、その上をバイパスが通っています。津波はそこで塞き止められて北側には水が来なかったです。沖の方は海水浴場ですので、店がたくさんできて夏は繁盛していたようですが、津波で全滅になって早くバイパスへ上がった人は助かったが、逃げ遅れた人は上がっている最中に津波が来て、全国ネットで放送された津波の様子は、「死んでいる人は映したらいけない」という法則がありまして、「ヘリコプターから撮った映像で死んだ人は映っておりません」という話をいただきました。 鎮魂碑の前にいたら、タクシーの運転手が「御参りをしてください」ということで、台へ立ちました。170 人の人が田んぼの中で死んだと言っていました。まず注目をした所は田んぼです。4つの排水機場があり、そこから田んぼへ水上げをしております。高知県は上流から水路を引っ張ってきて田んぼを作っていますが、宮城県は排水路が下向いて流れていますので、川下から水を汲み上げて水路を通して田んぼを作っているのです、広大な土地です。見たこともないような平坦な土地ですので、すぐに波が来て瓦礫の山になったようです。誠に無残な光景でテレビにも映りましたが、そのような状態が残っております。松の根などが転がっていて整地もしています。塩抜きができていけませんので、田んぼも天地返しをして水を掛けて塩抜きをするということです。 注目したのはそこに小学校があり、3階まで津波が来たということです。昔、鎮魂碑の横に割れた石塔がありました。タクシーの運転手が言うには何百年か昔に大地震があって大分死んだということです。その割れた石塔が無残に散らばっており、必ず何百年に1回はそのような災害があるという話でした。誠に傷ましい光景を目の当たりにしまして、山本有二大臣も言いましたが、高知県で南海地震が起きた時に一番被害を受けるのは宇佐であり、全滅になって手の

高橋農政部会長	打ちようがないだろうという話でした。以上です。
議 長	先程、高橋農政部会長から話がありましたが、写真では⑨、⑩の学校の写真ですが、これは執行部が提案した段階での建物は3階建てだったようですが、議会で3階ではいけないと、4階建てになりました。4階にしたことで、多くの人が助かっております。 屋上の写真は資料にはないですが、当時の写真で見ると多くの人が避難をされております。自衛隊員が上から写真を写しておりましたが、亡くなった人の写真などは写さないようです。学校は廃校にせず、そのまま置いておくということで、改築等々やっております。この学校を避難所にしていこうということで、そのような施設にしていくということです。 他にございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	ないようですので、その他の件に移ります。 「人・農地プランの推進会の開催の協力について」と農林水産部との協議も含めて私から報告いたします。 皆さんもご存知のとおり、今年の7月19日の任期満了の日まで、農業委員会の新体制に向けて移行作業を進めていかなければいけません。この取り組みについては、農業委員の選任を所管する農林水産部との連携は言うまでもないですが、今回の法改正に新たな必須業務となった農地利用の最適化を進めていくにあたって農政の主事業になっております、農林水産課との連携は欠かせないと思っております。そこで私の方からの声掛けで1月10日に農林水産部長との連携協議をオリエントホテル高知で行いました。次の3点についてお互いに確認をしましたので、この場を借りて報告させていただきます。農業委員会から大野職務代理にも出席していただきました。まず一つ目は、農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦募集に連携して取り組むこと、二つ目は耕作放棄地対策などの農地利用の最適化に向けて連携して取り組むこと、最後に農林

議長	水産部と農業委員会の連携協議を定期的に行っていくことをお互いに確認をしました。具体的な取り組みについて、農林水産部の担当課と農業委員会事務局が協議を進めていくことになると思います。内容については皆さんに逐次報告をさせていただきますので、ご協力をお願いしたいと思います。 続いてのお願いは、農林水産部との連携とも関係することですが、1月12日付けで農林水産課長から、人・農地プランの開催についての協力依頼の文書をいただきました。これまでも地域農業者が取り組む、人・農地プランなどの話し合いに参加し、農家側からの声に答えていく農業委員の姿勢のあり方や、適用性について話してきましたが、今回、農林水産課から依頼があった、人・農地プランの見直しについても協力させていただき、農家側からの声に耳を傾け、人・農地プランの問題と一緒に取り組んでいただければと思います。 各地区で予定されている会は今日お配りした資料の中にもありますので、ご覧いただきたいと思います。なお、連携して取り組むことが農家の方々の農業振興になると思います。次から農業委員と農地利用最適化推進委員が一緒になって取り組んでいけたらと思います。今日、農林水産部の職員も来る予定でしたが、まだ見えておりませんが、そのような話もありました。 何かご意見、ご質問はございませんか。
川村委員	このような日に誰が決めましたか。
議長	農林水産課が決めました。
川村委員	私は全然話を聞いておりません。
議長	会場を押さえるためにこの日にしています。
川村委員	長浜地区が11人、介良地区が18人、市街化地区の中央地区、潮江地区、鴨田地区が18人の方が参加したとありますが、「平成28年度の3月まで」ということではなく、「去年から3月まで」ということで、開催の日程を載せてい

川村委員	るということでしょう。
議長	その辺も話をしながら、農業委員会も連絡が来ましたので、農業委員会とＪＡと農林水産課が協議しながら日を決めていかないといけないと思います。長浜地区は６月１６日にやったということですが、これは去年の６月１６日です。介良地区は７月１日、中央地区、潮江地区、鴨田地区は右の備考に書いてある日に行ったということです。先程話があったように、新たに連携してやっていこうということですので、農林水産課の方から皆さんやＪＡに相談があると思います。先程言ったのは、開催年月日があって人数も載せているのが、第４６回移動農業委員会の開催状況の資料です。
楠瀬委員	人・農地プランと移動農業委員会を同時にやるということですが、移動農業委員会は３月は難しいという話でしたが、人・農地プランは３月末までにやらないと２８年度の事業にならないということになると別々にやらないといけませんね。旭地区は、人・農地プランの開催が３月３日になっておりますが、開催日を変更していただいて、人も集まらないと思うので、できたら同時にやりたいです。移動農業委員会で検討する議題についても毎年同じようなことですし、そのあたりを考えていただきたいと思います。
吉良事務局長	このスケジュールを見ると例えば開催日が去年の６月１６日や７月１日とありますが、備考欄に移動農業委員会内で説明とありますが、これは人・農地プランの話合いが特別に人・農地プランとして集まったわけではなく、移動農業委員会の講演内容の中に、「人・農地プランについて」という題目があって、それに基づいて農林水産部の職員が説明をしたということが、人・農地プランの会をやったことになっているということです。やっていない地区については、例えば１月や２月に設定をして農林水産部が独自にやるということになっていると思いますが、別に二つに分かれてやる必要もないと思いますので、例えば３月に移動農業委員会をやる時の話してもらいたい内容に、「人・農地プランについて」と入れてもらえれば一緒にやるということになると思います。

吉良事務局長	す。
議 長	集まるメンバーは大体一緒ですので、連携してやっていただければと思います。
川村委員	3月中にはやらないといけないでしょう。
吉良事務局長	人・農地プランは年度内にやらないといけないと決まっていると思いますので、去年やっていない移動農業委員会の中で、議題が上がっていない所は3月中までに1回全部網羅してやらないといけないということでの日程を決めているのだと思います。
川村委員	それなら、そのような話をしてくれていれば良かったわけですね。
吉良事務局長	そうです。
川村委員	今までそのような話がありませんでした。
吉良事務局長	何回も人・農地プランの話はありましたが、農林水産部の方から協力してくださいという話がありませんでした。どうやら協力をするのが当然だと思っていたようです。でも、違う会だから協力の依頼があったらやると連携会議で今回の協力依頼が出てきて今年については、できる限り協力をするという立場でいきたいと思います。都合でどうしても行けないという時は仕方ないですが、移動農業委員会とどのようにしてセットでやるのかは今後の課題としてやっていくことになると思います。
議 長	人・農地プランも移動農業委員会も連携してやっていければと思いますので、JA、農林水産課、農業委員会事務局とが連携してやっていけるように皆さんのご協力をお願いいたします。

議 長	他にございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	ないようですので、事務局より、「今後のスケジュールについて」報告願います。
岩崎次長	— 今後のスケジュールについて 報告 —
議 長	報告が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	日程にありましたが、臨時総会や全体会を組織の改正等々により、再々開くことがあります。皆様方の支援をいただきたいと思います。 以上で、第4回臨時総会を閉会いたします。
閉 会	議長が挨拶をして閉会を宣す。(午後3時40分)

以上のとおり、会議の次第を記載し、相違のないことを証するため、ここに署名する

平成29年4月25日

議

長

丹 田 博 文

議事録署名委員

長 野 巡

議事録署名委員

吉 川 祐 二

議事録作成者

廣 末 翔 太